

広島市告示第542号
令和4年11月24日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 広島三越

(2) 所在地 広島市中区胡町5番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社中国新聞文化事業社

代表取締役 山本 慶一郎

広島市中区胡町3番19号

3 変更事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 三越前パーキング 1箇所

天満屋パーキング 1箇所

計 2箇所

(変更後) 三越前パーキング 1箇所

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻：午前10時30分

閉店時刻：午後7時30分

(ただし、年間3日 午前9時30分から午後7時30分まで)

(変更後) 開店時刻：午前10時30分

閉店時刻：午後7時30分

(ただし、12月31日は午前9時30分から午後6時まで、1月2日は午前9時から午後6時まで)

4 変更年月日

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成24年6月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

令和4年12月31日

5 届出年月日

令和4年11月22日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年11月24日から令和5年3月24日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年3月24日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課